

傷ついた
子どもの心に
身近な大人が
できること

子どもが事件や事故に遭って
ひとりで悩みを抱えてしまった時に、
身近にいる大人に何ができるか。
被害者遺族の方や、
実際に支援を行っている
カウンセラーのお話を通して、
犯罪被害者への具体的な支援策を学びます。

小さな心に寄り添う ～犯罪被害で傷ついた子どもの支援策～

【第1部】講師：本郷由美子さん

大阪教育大附属池田小学校の児童殺傷事件で、愛娘（当時7歳）を亡くされた。事件を機にグリーフ（悲嘆）ケアと出会い、心のケア活動を始められる。現在は、下町グリーフサポート響和国の代表を務められ、多様な悲しみに寄り添う活動のほか、グリーフケアなどを広める講演や研修を行っている。



【第2部】講師：生方智恵子さん

神奈川被害者支援センター登録カウンセラー 公認心理師

神奈川被害者支援センター登録カウンセラーとして殺人や交通事故、性被害者等身体被害を受けた被害者の対応を専門として活躍されている。最近では、学校の教員向けに性暴力被害が発生した際の現場対応や発達段階ごとの対応、また、被害を受けた子どもの保護者への対応について、各地で講話を行っている。

2025年11月15日(土)13:30～15:30 市役所第3分庁舎講堂（60名程度）

お申込みはこちらから ※事前申し込み制

申込期間：2025年10月1日(水)から11月7日(金)まで

●mail

shisei@city.kamakura.kanagawa.jp

●e-kanagawa→



主催：鎌倉市
共催：神奈川県

鎌倉市では、犯罪被害に遭われた方や そのご家族を支援しています

犯罪被害に遭われた方やそのご家族が再び平穏な生活を送ることができるための
日常生活に必要なさまざまな支援金や、法律や心の専門家による相談窓口など、
必要に応じた幅広い対応を行っています。

鎌倉市は2025年4月1日に「鎌倉市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

見舞金を支給します

犯罪に遭われた方またはご遺族に

死亡見舞金……30万円

重傷病見舞金…10万円

性犯罪見舞金…10万円
または5万円

日常生活を支援します

- 家事や介護費用などを支援
- 子どもの一時預かり費用を支援
- 住居にかかる費用を支援
- 配食サービス費用を支援
- 学習支援サービスの費用を支援
- 修学を続けるための費用を支援
- 就労準備費用を支援
- 緊急避難場所の提供

支援のための相談窓口

犯罪被害者等からの相談をお受けして、
その方の状況に応じた
各種支援事業のご案内や関係機関の
ご紹介などを行っています。

くらしと福祉の相談窓口
☎0467-61-3864

専門家の相談支援

法律相談 1件1人2回まで

カウンセリング 1件1人10回まで



申請に必要な書類等、
詳細については
市のホームページで
ご案内しています。